

## 男鹿市告示第104号

男鹿市保育施設おむつ無償化事業実施要綱を次のように定める。

令和7年7月7日

男鹿市長 菅 原 広 二

### 男鹿市保育施設おむつ無償化事業実施要綱

#### (目的)

第1条 この告示は、市内公立保育施設において園児が使用する紙おむつ及びおしり拭きの定額利用（サブスクリプションサービス）（以下「サブスクリプションサービス」という。）を公費負担にて提供することにより、保護者の経済的・精神的負担及び保育士の負担を軽減し、安心して子育てできる保育環境の充実を図ることを目的とする。

#### (対象施設)

第2条 事業の対象は、次に掲げる施設（以下「当該保育施設」という。）とする。

- (1) 男鹿市立認定こども園
- (2) 男鹿市立保育園
- (3) 男鹿市立小規模保育事業所

#### (対象児童)

第3条 本事業の対象となる児童（以下「対象児童」という。）は、前条に定める施設に在籍し、男鹿市に住所を有する0歳児クラスから2歳児クラスまでの乳幼児であって、保護者が本事業の利用に同意した者とする。

#### (事業内容)

第4条 本事業では、男鹿市が事業者と委託契約を締結し、サブスクリプションサービスを導入することで、当該保育施設において対象児童が使用する紙おむつ及びおしり拭きを無償で提供するものとする。

#### (利用申込み)

第5条 本事業を利用する対象児童の保護者は、市が定める利用同意書（様式第1号）を在籍する当該保育施設に提出するものとし、当該保育施設は取りまとめのうえ事業者に申込みをしなければならない。

（利用報告）

第6条 当該保育施設は、前条に規定する申込みをしたときは、保育施設おむつ無償化事業利用申請報告書（様式第2号）を市長に提出しなければならない。

（事業費の負担）

第7条 保育施設おむつ無償化事業の実施に伴う事業費は、市の負担とする。

（報告事項の変更）

第8条 当該保育施設は、第6条による利用申請報告書に変更が生じたときは、その旨を速やかに市長に届け出なければならない。

（検査等）

第8条 市長は、当該保育施設長に対して、事業に関して必要な指示をし、報告を求め、又は検査することができる。

（補則）

第9条 この告示に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

附 則

この告示は、令和7年10月1日より施行する。